

資料

## 1946 年北朝鮮の内部資料：保安関係

木村光彦\*

### 解説

ここに訳出するのは、いわゆる北朝鮮鹵獲（捕獲）資料中の文書 3 点である。これは朝鮮戦争中に北朝鮮に侵攻した米軍が奪取したもので、他に類をみない貴重な北朝鮮内部資料である。現在、この文書群は米国国立公文書館が保管している。筆者はこれを 1995 年に閲覧し、経済関係を中心に複写物、約 1 万枚を持ち帰った。のち、韓国の鄭在貞教授の協力を得て、同複写物を全 17 巻にまとめ、少数に限定し発刊した（鄭在貞・木村編『1945—50 年北朝鮮経済資料集成』東亜経済研究所、ソウル、2001 年）。当時、とくに興味深い文書を選んで邦訳し、単行本として刊行する計画だった。しかし優先すべき他の仕事为重なり、実現できずにいた。今般、ようやくこの作業に取り掛かることができたので、順次、発表する。

原文は手書き（ガリ版刷り）、漢字混じりのハングル、縦書きである。日本語として不自然な感は残るが、できるだけ原文の言葉遣いにしがって訳出する（□は判読不明文字を示す）。原文には句読点がほとんどないので、適宜、付加する。重要な情報に乏しいと思われる個所は省略する。

※筆者は過去、鹵獲資料を用いて以下の研究を発表した：『北朝鮮の経済一起源・形成・崩壊』創文社、1999 年。

---

\* 青山学院大学名誉教授

資料 1

西紀一九四六年四月

事業報告書

平安北道人民委員会司法部

一. 組織状況

1. 組織事業の経過と現在

西紀一九四五年八月十五日に朝鮮が解放され、八月三十一日に道人民委員会の成立と同時に司法部もその細胞が誕生し、裁判所の組織基本委員会と民・刑事に関する臨時措置法を作成し九月十三日に公布して、同月十五日から施行し、裁判所設置予定地の新義州、定州、寧辺、楚山には同月十七日ごろ判検事以下全職員を任命する予定であったところ、同月十六日から新義州市内にある旧裁判所庁舎を平安北道共産党が事務室等に使用するので、急遽裁判所庁舎に適当な建物を物色中、十月初旬ごろ平壤で北朝鮮五道人民委員会聯合会議が開催され、会議で司法統一の急務が強調され、ソ連司令部法学博士シュティーン氏の斡旋により、行政部門に率先して五道司法委員会が成立し、同委員会で至急北朝鮮に施行する法令を制定することになったので、同委員会の制定法規発布を待望し、新義州裁判所及び検察所の書記以下の職員は十月三十一日附で任命し、開庁を準備していたが、十二月十六日附で司法局が誕生し、同日附で北司布告第二号が発布され、□□□ [続いて?] 同局から裁判所組織に関する指示があったので、この指示に依って裁判所及び人民検察所を組織することになり、定州、寧辺、江界、楚山の人民裁判所及び人民検察所の書記以下の職員は十一月三十日附で任命し、判検事は司法局の承認を受け、十二月十二日に任命し、執務させている。その後、一九四六年一月十日開催の北朝鮮司法部責任者会議で各郡に人民裁判所及び人民検察所を設置することに決定し、司法局指導援助下に別紙第一号設置状況一覧表の如く、義州郡以外十四個郡の全部に二月十四

日までに人民裁判所及び人民検察所を設置し、検事をはじめ職員全部を任命し執務中である。

右記義州郡以外十四個郡及び江界郡満浦鎮には一九四五年十一月三十日附で人民裁判所出張所を設置し、登記事務を取扱いさせているところ、満浦鎮出張所以外の出張所は右記の如く、各郡への人民裁判所設置によって自然に閉鎖され、満浦鎮出張所だけは存続中で、土地改革による登記事務が大部分減縮されたために、四月十二日附で右出張所も閉鎖し、同所の職員は渭原人民裁判所に転勤を命じた。

2. 各司法機関の定員と現在の職員姓名は別紙第二号表の如くである。[表、欠]

3. 庁舎その他設備状況 [略]

二. 業務遂行 [略]

三. 食糧対策と司法機関の課業

1. 本道の食糧事情

元来本道内の食糧生産状況は新義州、龍川、鉄山、宣川、定州及び博川等地[域]の生産米穀を山間地帯に搬移し、一方山間地の生産雑穀を米穀生産地に搬出し、自給自足を企図する状況にあるところ、現下、交通不円滑で運輸不能であり、米穀雑穀の偏在甚大であるため価格も上下があり、均衡を保持できず、三月末現在、本道食糧管理局の食糧状況は、

買上げ数量 五一一、九〇九石

消費数量 四八八、七〇八石 道内配給 五三、七五三石

道外搬出 一四、八四〇石

赤軍引渡 四二〇、一一五石

差引在庫量 二三、二〇一石

今後（自四月至九月）職域配給所要量 一四八、四五四石

今後（自四月至九月）一般非農家配給所要量 三七一、一六〇石

在庫対比職域配給不足量 一二五、二五三石

在庫対比一般配給不足量 三四七、九五九石

在庫対比職域及び一般配給不足量

四九六、四一三石

となっており、非常に不足、緊迫した状態にあり、また今後の買上げ操作においても前途が楽観される材料がないため、甚だ憂慮される食糧事情にあると思惟する。

## 2. 本道の食糧対策と司法機関のこれに対する活動状況及び食糧対策決定書 施行状況

現下の緊急食糧事情を打開するために、道、市、郡、面を通じて行政機関、政党、社会団体等を網羅 [する] 食糧対策委員会を結成準備中であり、司法部、裁判所、検察所の幹部もこの中核体に参加し、また現在においては道委員会直属食糧管理局が主体となり、買上げ、保管、運搬、配給事務を遂行しており、これを強力協助すると同時に、これを妨害し反動的行動を取る者を監視し、もしこれらの者がいれば断固、摘発処罰し、道、市、郡、面委員会が主体となって、政党と社会団体の強力な協助のもと、買上げ突撃隊を組織し、来る四月三十日までに誠出完遂を期しているところ、司法機関においても直接突撃隊に参加し、誠出の緊急性と北司布告第九号誠出不応者に対する罰則規定を一般に解説し、誠出完遂と違反の未然防止に注力している。

配給量改訂と糧穀濫用抑制においては、全部、四月初めから実施中であり、その徹底与否を不断に監視し、保安機関によって市場等を常時または突発的に臨検し、違反者摘発と未然防止を期している。

### [四.] 保安機関との関係

#### 1. 保安機関の活動状況

最初は若干混沌状態を呈し、日本人財産接收事務、犯罪捜査、その他保安工作において人民の利益と背馳する点があったようだが、その後陣容整備と質的向上にしたがい漸次その活動は軌道に乗り、人民保安機関の精神を発揮している。

#### 2. 司法機関と保安機関との関係 [略]

### [五.] 思想統一問題

#### 1. 行政機関の活動 [略]

## 2. 各政党社会団体の動向

共産党、新民党及び民主党の活躍と動向は、進歩的民主主義路線から離脱せず、建国大業に熱烈な闘争を展開しており、特に農村で民主青年同盟、農民組合等は積極的に自力養生の猛活動を行い、多大な効果と啓蒙にみるべき点があるが、その団体活動において人民委員会、保安機関等の権限を凌駕し建設過程に良からぬ影響を与えているところもあるので、右傾化と左傾化が過ぎないように監視し、指導する必要がある。

## 3. 学生、宗教団体の動向

日本帝国主義の植民地性奴隷化教育を受け、社会科学と政治的訓練もなかったため、進歩的役割を失い、むしろ学生事件等反動的役割を果し、また学生のほとんどすべてが有産階級の出身だったため、土地改革等の問題において土地を廃棄する我々はどうなるのか等、反動言辞をなす学生がいたが、教員全体講習会の開催と教育問題根本解決策の樹立にしたがい、安定感を待望しており、動向に注意しているところで、天道教徒は青友党の領導下、建国に協力しており、□ [儒? 仏?] 教徒は沈黙状態にあり、キリスト教においては多少封建思想の残滓が一掃されない感があり、三一運動□□ [拒否?]、義州教会堂爆破事件等が発生したが、現在は沈黙状態にあるのでその動向を注視している。

## 4. 以上に処する司法機関の対策 [略]

## 六. 幹部養成と再教養 [略]

## 七. 予算 [略]

## 八. 本道人民委員会布告蒐集別紙の如し

## 九. 土地改革報告

### 1. 土地改革実施状況

土地改革の歴史的課業を遂行するに際して、政党各社会団体の絶対的協調支持下に、別段反動的蠢動と影響がなく、予定期内に終結を告げるにいたったことは一大盛快であり、本道の土地総面積三十八万町歩中、没収土地面積が二十万九千二百二十 [五] 町歩、分与土地は二十万二百四十一町歩で、その内容は左の如くである。

没収された土地の総面積 二〇万九、二二五町歩

ア. 日本人国家、日本人団体、日本人の所有土地 九、六六九町歩

イ. 民族反逆者の土地 三、三七七町歩

ウ. 五町歩以上朝鮮人地主の土地 六万九、六九二町歩

エ. 自耕せず全部を小作させる土地 四万八、六八九町歩

オ. 継続的に小作させる土地 七万五、〇三九町歩

カ. 僧院、聖堂、宗教団体の土地 二万七五九町歩

分与された土地 総農戸数 一七万二、一五八戸

総面積 二〇万〇、二四一町歩

ア. 雇用者に分与した土地 一、三三四戸 九〇九町歩

イ. 土地のない農民に分与した土地 一二万一、七四七戸 一五万七、  
一二九町歩

ウ. 土地の少ない農民に分与した土地 四万九、〇七七戸 四万二、  
二〇三町歩

没収された果樹園及び畜力

日本人関係果樹園 一八町歩 一二、二七〇本

没収された朝鮮人地主の果樹園 四五町歩 三六、四二六本

没収された畜力 牝牛 一、三八九頭 馬 四五頭

## 2. この事業に関する司法機関の活動状況

土地改革は封建的搾取的形態を完全に離脱させ、朝鮮の完全解放の確固たる土台を建設するための根本課業であり、司法機関としては偉大な課業の円満な進行に全幅的援助を傾注し、道幹部以下、地方判検事全体が現地工作班に参加して、法令の趣旨宣伝解説、分与工作の指導等を徹底的に実施し、一面、反動所行の監視並びに防止に注力した。

## 3. 人心の動向と春耕における影響

地主層としては大概、本課業が歴史的必然性をもつことを看取しているが、その時期が早く到来したので当惑したのみならず、一方では未練がましい郷土愛

から他郡移住には苛酷な感をもったようであり、農民層としては宿望が達成された恩義に応え増産を期そうと、春耕準備に猛活躍をしているが、一部農牛不足で時期を遅延する憂慮があり、しばしばその□□認識をもって従来の懶惰性を放棄できず、自己の食糧分の収穫に足る努力のみを考え、微熱農家も絶無でないので、恒常的な委員会職員の部落駐在指導を実施し、生産責任量割当制により惰性完封と増産所期の必要があると思惟する。

4. 没収土地中で分与を保留した土地総面積が百分之一合計二千八百九十六町歩中二百九十七町歩は他郡に移住する民族反逆者に、二百七十六町歩は他郡に移住する地主に分与し、その残余三〔二?〕千三百二十三町歩は避難民六千七百六十五戸に分与することになった。

詳細は別紙第十六号表の如くである。〔別紙、欠〕

#### 一〇. 司法機関相互間の通信連絡を敏速にする方策

本道の如く区域広汎で交通不便な地方においては、司法機関相互間の通信連絡に多大な時日を要するところ、従来倭政時代の警察関係専用の都市間警備電話を完全復旧させ、平常利用に差支えないようにし、また道と司法局間の警備電話施設〔設〕を急速に実施し、別途要望した司法機関間で共通使用する「電信略符合」を急速に制定することを□する。

#### 一一. 討議事項

1. 離婚原因 [略]
2. 土地改革に附帯して左記問題をいかに解決するべきか
  - ア. 契約金のみかかった〔払った?〕こと
  - イ. 代金中一部を支払ったこと
  - ウ. 代金は全部支払い、移転登記のみできなかったこと

提案要旨は

- ア. 残金を支払わなければならないか
- イ. 受取った契約金あるいは代金を還付させるのか
- ウ. 三月五日現在に固定させることも受取ることもできないように規定するのか

### 3. 土地改革法令自体の解釈

従来自作していたために没収されない土地の自由売買を認定するか。もちろん小作制度は認定しないもとので。

(出所) 鄭・木村編、第一五巻、四三五—五一頁。

#### 資料2

一九四六年四月二十日

北朝鮮第二次司法責任者会議江原道事業報告書

(検察所関係)

江原道検察所

一. [欠]

二.

[欠]

(6) [略]

ウ. 政治犯

(1) 韓国臨時政府光復軍所属反動テロ分子等暗躍事件

(2) 韓国民主党関係反動分子内金剛事件

(3) 金化反共反ソ土地改革反対宣伝文事件

(4) 平康信託統治反対テロ宣伝文事件

(5) 伊川自由同盟事件

(6) 白色テロ分子逮捕事件

以上諸事件は検察所保安部で捜査着手証拠蒐集後、緊密な連絡裡にソ連軍反革命者取締所に移送中にあり、同所で事件取扱い中

エ. 土地改革実施に関する犯罪

(1) 全般的に土地改革に反対する事件は極少数にすぎず、この機会を契機に地主の反動を牽制するために誠出未納あるいは隠匿地主に対しては三月三十日から地主十八名を取扱い中だが、その中で七名は三八以南に逃走して取扱い不



能で、誠出未納者四人に対しては拘束捜査中で、捜査結果にしたがって起訴する予定である。

(2) [略]

### 三. 食糧対策と司法機関の課業

(1) 道内食糧事情

江原道内食糧事情に関しては全般的に緊迫した状態にある。道内各郡の粃と雑穀生産高を表示すれば、次のようであり、

[表、郡別、品目別、略]

道内全体でみると、総耕作面積、水田四万九千八百八十二町歩、その生産高が粃八万六千三百三十三トン、畑十万五千八百六十四町歩で、十一種の雑穀の生産高が十二万七千九百四十トンにすぎず、江原道人口八十八万八千五百二十一人、壹百参拾四万拾参人に対する三月一日から九月末日まで百九十四日間の米穀

[一] 万三千百九十二トンの食糧が必要であり、本数量がなければ、重労働者、小市民等の生活保障ができない現状で、一九四五年度 [に] 誠出された米穀数量が [一] 万七千五百八十トンになっており、ソ軍調達量 [は] [一] 万七千五百八十トンなので、その不足量 [一] 万三千百九十トンを誠出突撃隊の活動成果による五百トン、地主からの没収量二百八十五トン、計七百八十五トンと道内食糧代用量による魚類三千トン、馬鈴薯四千四百トンを合計しても決 [結] 局五千七トンという膨大な食糧を道外から移入しなければならない逼迫した現状である。

(2) この現実に対する司法機関の活動状況及び食糧対策決定書の施行状況

北朝鮮臨時人民委員会から発布された食糧対策決定書と司法局、農林局、保安部布告等の施行規則に依って、各委員会、各保安署を督励して実施、検察に努力中であり、道内食糧問題が解決できなければ各種の犯罪が逐日増加する恐れがあると同時に、道内各検察所、保安署を督励して万一の検察警戒中である。

### 四. 土地改革報告

①土地改革事業実施状況

土地改革に関する江原道拡大会議は三月十五二日道委員会内で開催され、そ

の会議に参席した各郡代表者が帰任して電撃的に地方拡大会議を開催すると同時に、各処で本課業の解説を徹底して行い、分散し、土地改革事業はもっとも重大な課業なので誰もが不眠不休、猛烈な活動を行った結果、無難に三月末日を期して事業は完遂されたが、その数字をみるならば、道内の項目アによる日本人所有土地が十三郡で十四万六千四百八十九町歩、イ項〔目〕、民族反逆者所有土地が十三郡で七千六百四十四町歩、その合計十五万四千五百三十三町歩であり、その他ア項〔目〕による五町歩以上地主所有土地及びウ項目による宗教団体所有土地等、法令第二条と第三条によって没取〔収〕された土地すべて合計百十四万二千二百八十四町歩で、法令第六条によって雇用者、土地のない者、小作人、土地の少ない者に分配されたものが百八万六千八百四十九町歩で、法令十三条によって没収した日本人果樹園が百五十か所〔町歩?〕、朝鮮地主の果樹園千四百五十二か所〔町歩?〕、法令第十三条によって没収された山林が七百四十六万三千三百五十六十一町歩、法令第十四条によって没収された諸般灌漑施設が五百四十九か所、その蒙利面積が四万五千二百七十五町歩で、この事業は無難に進行した。道内各郡別土地改革実施状況は別表の如くである。

〔表、略〕

五. 〔欠〕

## 六. 思想統一問題

### （1）行政機関の活動状況

道内各行政機関は悔敏活な活動を展開しており、その状況は非常に良好と評することができる。道委員会各郡委員会、各邑面委員会は党、社会団体諸機関との緊密な連絡下に全般的に建国事業に積極的活動をなし、民主主義原則下に人民の総意に依る集結体としての強固な人民委員会の構成をもって、不純分子を肅清し、ひたすら国家建設に昼夜不休で奮闘し、闘争した将来の光輝ある建国志士であることに疑いはない。

### （2）各社会団体の動向

政党（共産党）、労働組合、農民委員会、青年同盟、女性同盟、芸術同盟等の動向は土地改革以来、さらに総括的、統一的であり、進歩的なことは確実で

ある。さらにこの民族統一戦線の上で民主主義国家建設に激烈な闘争を行っている。

### (3) 学生、宗教団体の動向

道内には大学、専門学校がなく、小学、中学、実業学校と女子中学校があるだけで、他道と比べてみると比較的少数であり、教育機関拡充が遅れている地方なので、学生のこれといった動向はなく、宗教団体としてはキリスト教、天道教、天主教〔カトリック〕があるが非常に潜在的なので、むしろ機会主義的であり、非協力者と断言するほかはない。

### (4) 以上各機関の動向に対して司法機関として取っている対策、思想統一と司法機関の課業

司法機関は常に共産党及び諸社会団体と緊密な連絡を取り、ソ連軍の命令及び北朝鮮臨時人民委員会とその他各局並びに道の法令を厳守し、これに絶対支持を主張するために道検察陣は各郡人民検察所を督励し、進歩的思想を鼓吹指導し、反動的潜伏の団体結社または個人には保安機関を第一に鋭利な監視をすると同時に、臨時統一政権樹立を妨害する親日派、民族反逆者を除外した民族統一戦線結成の完璧を期するために、機会主義的異色分子を徹底的に粛清し、親日分子、反動分者〔子〕、民族反逆者を掃蕩する一方、人民委員会、各社会団体の事業技能を検討し、積極的後援と指導を敢行し、決定された指令、ソ連軍の布告または命令等の実施与否を検討調査中である。そして我々検察機関の課業は進歩的民主主義政治路線のすべての課業を完遂することであり、したがってそのためには我々民族の誇りであり我々民族の英雄であり我々の偉大な指導者である北朝鮮臨時人民委員会委員長、金日成將軍発表の二十政綱を絶対支持し、金日成將軍を朝鮮臨時政府最高委員長に推戴しなければならず、親日派の代表者で人民の敵である売国奴、金九、李承晩を埋葬し、反動分子の蠢動を抜本的に封鎖しなければならない。

[以下、つながり不明]

### (3) 人心の動向と春耕における影響

道内人民の心意動向はよい状況である。もちろん全財産を没収された大地主または反動的分子の偏動がみられるが、それは極少数で、それもすでに断念しているようなのは事実である。

最近の顕著な例を挙げれば、被没収者といわゆる機会主義的人物が自然的委縮と一大衝撃を受け、地方を離れ、南鮮に行く者が一再ならない現状である。

すでに土地改革事業は完遂し、土地受配者がかつ力量を尽くして営農しているが、遺憾なことは肥料の順調な運搬ができず、農糧不足そして農牛不足が現営農家の頭痛であるだけで、そのほかは迎春を謳歌しながら増産に突撃する現状である。

[以下、同]

### (3) 要望事項

1. 親日派、民族反逆者に対する法令の迅速な発布。そして道内民族及 [反] 逆者数は別紙の如くである。 [別紙、合計二九〇名、郡別内訳、略]
2. 土地改革に関する法令の発布以前に売買された未登記土地代金の清算に関する法令の発布。
3. 各道に係する法令は全国統一のために、可及的に最高部署で発布すること (例 旅 [施] 行令)。テロ団等の跳梁を防止するために職業別、技術別人口統計上、朝鮮人民に身分証明書を発布することは如何。
4. 検察所職員の生活保障

もちろん検察所職員であっても特別な待遇を要望するものではないが、検察事務員は人民の権利義務に直接的な関係をもつ特殊な地位にあり、過去貪官汚吏の悪政に染められた人民はまだ我々に醜辱的な推測をしているのが現状である。帳簿的、表面的にも我々の生活費の収支計算が符合してこそ、このような人民の誤解を速やかに一掃し、司法機関の信任も深められると思料する。そして職員級数と給料を全国に亘って統一的体系下に定めていただきたい。

5. 法令は周密で具体的な文句 [言] で成文化すること

各郡に裁判所と検察所が設置されるにしたがい、担当責任者の人格は別に  
して、その法的素養が貧弱さを免れないので、あまりに抽象的、あるいは広  
汎な文句の法令は適用上において、地方地方により大きな差異と不合理な結  
果を避けられなくなっている。法令の威信はもっぱら統一的で正確な適用を  
通してのみ維持されるので、法令の発布は司法局を通して、または司法局が  
参与して周密で具体的な文句により成文化されることを要望する。

6. 司法権の独立検事〔意味不明〕の権限が広汎に附与され、判事は法令に依  
って独立して裁判を行う。この精神の透徹のために財産も人事も独立（司法  
局でのみ取扱い）することを要望。
7. 法令発布時はソ軍平壤司令官と完全な連絡を取るよう要望する。すなわ  
ち、法令を地方で実施するとき、コモンタント〔衛戍司令官、ロシア語〕が  
その実施を禁じる事例がある。
8. ソ軍平壤司令官と連絡し、政治犯（保安機関から送致された）の取扱い結  
果の通知を受けることができれば統計事務上、巨大な資料になる。
9. 裁判所、検察所の庶務（執務）規定を速やかに成案し、全国的に統一した  
事務様式をもって相互間連絡にも効果があることを要望する。
10. 法令、とくに行政的刑罰法令は可及的に施行期日前に司法機関に周知さ  
れるよう期日を早めて発布することを要望する。司法機関での研究も必要で  
あるのみならず、施行期日後に通知された法令はその適用において故意、違  
法性の有無に対する判断がきわめて〔以下、欠〕

（出所）同上、四六六一九〇頁。

### 資料3

#### 第一回各道保安部監察課長会議録

一九四六年 七月十六日

第一回各道保安部監察課長会議録

極秘 [印] 北朝鮮臨時人民委員会保安局監察部

第一回各道保安部監察課長会議録

一九四六年七月十六日午前九時監察部企画室で開会  
監察部長の挨拶で開会し各道課長の紹介があったのち  
局長訓示

一. 現下国際情勢

1. 欧州情勢、独逸、伊太利問題、□キスト自由港問題等
2. 中国、日本情勢

二. 国内情勢

北朝鮮の民主課業が成果的に発展している反面、南朝鮮の米軍政の暴政とその帝国主義政策の露骨化と金九、李承晩等の民衆の信望が薄弱となり、米帝国主義者、またその形態だけを変えた呂運亨、金圭植等を登場させたこと、以前より少し進んで反動政策が政治的に思想的に悪化するのに対して警覚性を広げなければならない。

以上の諸情勢に照らし監察工作の重要性にしたがって、警覚性を高めねばならないことを説明し、現在監察陣営の内容を指摘し以下のことを被 [披] 歴する。

1. 日本帝国主義の残滓、また不純分子を肅清した。
2. 日帝の政治行政習慣は残っている。
3. 微々少々な件を取扱って事件を作り出した。
4. 地方主義的傾向と本意主義的傾向を捨てなければならない。
5. 技術の不足、上部連絡不充分。

注意事項

1. 長所と欠点を考察して自身を清潔にしなければならず
2. 怠業分子を肅清して群衆に非行を行う分子を徹底的に肅清し、縦と横に

連絡を取ること

3. 工作員は技術と政治意識を注入し人材を登用すること、規律を高めねばならず、秘密を厳守しなければならないこと
4. 経済詐欺犯を政治犯と同一に取扱うこと

午前十時二十分

副局長訓示

国内情勢

1. 米国が日帝の代りに朝鮮に侵入し、政治問題を□□□□□□自国が帝国主義であるので、立ち上げようとするのもやはり帝国主義なのである。日本は寺内総督の武断政治以来、斎藤のいわゆる文化政治云々はやはり文字だけで同一の政策を行った。
2. 監察陣営として注意せねばならないのは、局長訓示のとおり、金九と李承晩はまだ打倒されておらず、裏面で特務工作に力を尽くすことを予想しなければならない。  
(ア) 李承晩が三八線以南の地方巡回講演で三八線は□□□解決すると逆宣伝をしたこと  
(イ) 南朝鮮単独政府樹立云々等
3. 今後は政治的に組織により陰謀を計画すること□□落後した分子、地主、資本家、親日派、宗教（イエス）教徒に特に注意しなければならないこと
4. 監察工作と民衆との結合□□完遂しよう  
(ア) 工作态度の欠点  
(イ) 民衆組織に応用  
(ウ) 工作思想の欠点 □□観念  
(エ) 犠牲的精神、革命的 work（無名闘士）
5. 八・一五準備工作（予備検束）八月十一、二、三日を期す

午前十時五十分

総務部長訓示

三八度以南の情勢

黄海道、江原道の三八線国境整備と中国々境に位置している鴨緑江岸の咸鏡南、北道及び平安北道の国境警備に対して

1. 従前は大路を中心としたが、現在は小路を中心、また山岳地帯を中心にする警備に被動的である それゆえ主動的にならなければならないこと
2. 情報員に女子二〇〇名を動員し配置する 長淵海岸地方には謠言が巡り地主が、米軍がやって来るから土地分配を受けたのを返せと強要□□した イエス教徒たちの示威運動に参加しない等
3. 三八線拠点の武器、人員の変動、政策等を調査せねばならない
4. 境界線地方の各署監察係長を再審査すること
5. 監察工作が群衆と結合されれば人員不足と経済、武器の不足を解決できる  
(工作人員の思想、政治意識を高める)

午後一時 (昼食後再開)

各道監察課長事業報告

咸鏡南道報告

1. ソ連軍進駐八月二十四日以降、保安機関の組織ができ
2. その後過度 [渡] 機関において左傾的誤謬を犯したことを自認する
3. 十月下旬道保安部誕生
4. その後顧問を廃止して科学的犯人捜査審問法を講究
5. 命令系統の統一化
6. 隊列内肅清工作三月中に実施
7. 自体教養実施 (政治、実務)
8. 情報網拡張、警備電話増設、情報網配置、四月中道としての事業展開、監察事業の改革
9. ソ軍司令部との連絡
10. 備置書類完備
11. 監察事業工作実施
12. 八・一五以後、重要事件取扱い五二件
13. 元山事件内容説明 (国民社会主義労働党)



### 黄海道報告（総括）

九月十六日事件により道人民委員会及び保安機関接收、十二月末日まで事務整理

一九四六年一月に南川、定州、安岳等の地で反託示威があり、その後政治、宗教団〔体〕が現れ、三月中に海州東中学校事件、ソ軍殺害事件、土地改革当時要視察人予備検束は誤謬と自認し、五月中に瑞興ピラ事件、事件中特別なことはテロから政治的宣伝に変わったこと

三八線警戒工作は民青及び自衛隊を通じて実施する

海岸線警備〔は〕人民証を発付して嚴重警戒に当たっている

教化場が不十分で罪囚逃走が管内に三名

防衛隊組織、各政党及び社会団体も包含、その後成績が良好、帰還兵取締り、各郡を通じて帰還兵教化方策を講究

検察所と連絡不十分

### □□□〔平安北?〕道報告（総括）

監察陣営が弱く重大事件を未然に発見できず、その処理が完全にできないことで民衆と結合できないことを指摘する

1. 監察工作員の教養と審査は新部長就任後、良好にすすんだが、まだ不完全である
2. 敵によって敵を打つ方針 例えば、宗教等を派遣させ敵を弱める方針を取れないこと
3. 企画事務不完全 統計の不十分 上部との連絡不十分を自認する
4. 満洲対岸工作は物質交流上、有利な点もあるが、間諜の通来が少なくないこと 柳澤等中央軍間諜事件処理
5. 警備隊の長所
6. 特殊点 他道に比して宗教イエス教不純分子多数
7. ソ軍司令部とはよく連絡している
8. 検察機関との軋轢が甚だしいこと

重大事件は新義州と龍岩浦学生事件

## 江原道報告

過去、反帝運動がなかったために保安機関が自然発生的に起こったが、すべて親日派、地主、小市民層によって構成され、日帝警官よりさらに甚だしい人民の非難を受け、人民から離脱している。続いて再度保安署と改称し、政策を充実し、工作員の教養事業を展開して日帝の残余を肅清したが、今も残っている状況で極左的傾向も残っている。それゆえ群衆から離脱しているとみられ、経済的に他道より遅れている。近日また自己の内で肅清を展開している。本道は三八線境界の関係で重大な要所となっており、現在反動勢力はテロから政治的 [方向] に転換している。

保安工作員の意識を高められず、技術が底 [低] 劣で保安陣営は思想で武装し、当面路線を完全に把握し工作員を使用し、自己の教養を充実しなければならず、武器の不足を訴える。

被疑者取扱い数 三、四四二件

重要事件は、

1. 平康反託事件 二四名逮捕
2. 鉄原駅前事件
3. 連 [漣] 川駅前事件
4. 利川自由同盟事件
5. 金化事件
6. 土地改革反動ピラ事件
7. 陰謀団事件
8. 幹部暗殺事件

事業としては、

1. 情報班組織活動
2. 保安員肅清、強盗、職権濫用、瀆職反逆者協助事件
3. 警備隊員教養事業、署員教養事業、監察係長訓練
4. 要視察人体系化、宗教団体体系化、悪質分子体系化
5. 書類様式統一化
6. 業績
7. ソ軍司令部との連絡は、従前はよくなかったが、最近は良好である
8. 検察所との摩擦問題、現在は保安細胞に包含し、連絡を緊密にしている
9. 拷問関係を改峻 [改善?] している

平安南道報告

平壤は北朝鮮の中心で各機関を設立している。八・一五直後、親日派及びその走狗が機関に入って来たので、人民の怨声が□□□□□。昨年十二月までも濃厚だった。一九四六年一月から保安工作員粛清を始める。

重要事件としては、

玄準赫暗殺事件 三相会議反託運動 曹 [曹] 晩植一派の策動 イエス教派の策動 非協力的 平壤の特徴 小市民が多いこと 学生の動向は第一中学、光成、崇仁 武器の分散

反動の勢力は三相会議後險悪で、三一運動紀念以降、濃厚になった。情報査察網が不足した関係で憂慮したが、三月十三日、根柢を挙げて [意味不明] 大韓政治工作隊員証発付があったのち学生に主力をおき、極力警戒をしている。

光成中学を中心に三民団、西北学生聯盟五〇名検挙

白衣社一前身（光復軍から用達云々によって経費を調達する）

金九、李承晩の命令だけでなく、米軍政庁から費用を [得た] ため

ファッション聯盟検挙 調査工作

重大事件中学生テロ

現在情況

最初は英雄的に現れたが今は地下に潜り、困難を覚えたが、我々も組織的に対策を講究しなければならず、経済的に破壊工作を起こす

隊列内で粛清を受けた分子が私的な感情で等地 [当地?] で活動する

学生の動向は最近は少し良くなったが、一部にはまだあることを知らなければならず、宗教（イエス層）が不良で、天道教層が土地革命を自己が行ったかのように主張し、悪宣伝し、表面化していること 教徒の吸収工作を立て、朝鮮主義が台頭していること

教化工作

良好な点が多い

検討 局長

地方との連絡が不十分なこと 監察工作技術不足 粛清工作意識問題 群衆と

の離脱 統計作成 [が] 不完全なので今後さらに指導して処理すること

討論 情報課長

問 各道で地方署、分駐所、派出所の事務検閲を実施したのか

咸南 一次分駐所、派出所まで実施

江原 点別に実施

黄海 署までは実施

平北 分駐所までは実施

質疑応答 監察部監察課長

問 三八線警戒対策は如何にするか

江原道課長答 広汎な地域内に徹底した警戒網はできず、現在警備隊人員と武器とが円満にできない 各農村の自衛隊を通じて行っている

黄海道課長答 分駐所十六か所で江原道と同一の不利な条件下にあるため、民青及び自衛隊を通じなければならず、完璧を期することができない 三八線以南で以北に対する農民の思想傾向は以北の土地改革を讃仰している

問 平北のいろいろな火災事件は失火か放火か

平北課長答 失火が大部分で、自然発火である

問 平北は中国東北との通路が何か所であるのか

平北 [道] 課長答 安東橋梁は通行を禁止しているが、「チバン」「イムガン」「アンドン」の三か所がある

問 平北、中国人の思想的系統表ができているか

平北道課長答 作成されていない

問 黄海道、江原道、三八線を越える反動派の仮装あるいは変装があるようだが教えてほしい

江原道課長答 商人風、狂人風、農民風、労働者風、婦女を利用する、偽造党証携帯、異 [他?] 道との連絡を希望する、単独侵入、少年隊侵入、内査員侵入、越境者を拘束し該道に尾行内査する

意見及び提案

### 咸鏡南道

1. 江原道と黄海道で保安陣營を強化すること、他道で人員配置に協力してもよい
2. 情報に中心をおいて正確な情報を取らなければならない
3. 情報を一元化して処理すること
4. 保安進□ [抄?] 工作を実施すること
5. 指示の正確性と可 [火] 急的実行可能範囲の指示
6. □□□□□□
7. ソ軍司令部と連絡円滑化

### 黄海道

1. 確実な情報と証拠をもって取扱うこと
2. 審査が不足し、秘密が漏説しているため不成功に帰すること
3. ソ軍司令部が我々を信任していないことは事実である 技術不足が原因である 武器が不足し、三八線以南から不法侵入するときも困難を受け、政治犯にたいして検察所と連絡が不足し、その確実な境界をはっきりさせること

### 平安北道

1. 局報発行を要望 局員の出張時指示を要望する
2. 水上警備隊設置要望 阿片取締りの件
3. 教化場に新聞雑誌、ラジオ設置の件
4. 教化上具体的指示を要望

### 平安南道

1. 計画の正確と情報の適応 [切] な指示
2. キリスト教信者の処理方法指示
3. 検察所との軋轢関係は、保安部門で肅清した者を検察機関で使用していることにある
4. 過去に革命的隊内にいた脱走者、間諜者の処理方法

### 江原道

1. 帰還兵訓練方針を指示し、具体的にすること

2. 局では一か月に一回でも部に直接来て、事務その他を指示すること
3. 統計及び系統図を作成送付してもらうこと

局長答復

各道課長の建議及び討論に対してはもちろん事実にもとづいているので絶対に支持する

1. 保安局としては最初は具体的指示がなかったことを自認する
2. 下部には正確な報告があったのちに指示をする
3. 海上警備は今後設置する
4. 第一線には赤軍、第二線国境警備隊、三八線警備隊は武器を供給されるときまで自衛隊形式で行い、宗教団体に対しては徹底的に取扱うことができるが、宗教信仰の自由の原則に立脚して行う
5. どの政党や団体はもちろん、反動分子を個別的に取扱い、全体的に取扱わない

監察部長 決定

1. 検閲問題 個別的にはあったが、それはないのと同じである 今後は各道で局から専任検閲機関員を配置し、その報告に依って指示し、各署に二か月に一回式で定期に検閲事業を実施する
2. 間諜に関する報告は民衆から蒐集しなければならない
3. 監察課、係内に登用する人材は各政党と団体から厳選して登用すること
4. 越境者に対する処分はソ軍司令部と妥協的に行い、円満にしなければならない
5. 重大事件を関係道に敏速に連絡し、局まで報告し、各署は部に電報あるいは書類により、二十四時 [間] 以内に連絡し、都市署は局まで知らせること
6. ソ軍司令部との連絡を緊密にもたなければならない 我々の技術が不足する関係で、学習して連絡を取らなければならない
7. 教化場への新聞、雑誌の投入は禁じており、教化所に行けば可能である
8. 革命隊内での反逆者の処理は検察所に任せなければならない
9. 統計完備化すること

10. 局報、局機関紙はソ軍司令部からの必要性を感じないので、教養上必要なものだけを実施する

道保安部長会議時の決定と答覆

1. 警備電話増設件は実施中
2. 監察課長会議は三か月に一回式で開催する
3. 三八線以南旅行証明は署長名義では不可
4. 工作費、部には一万円、保安部には五千元、署には三千元程度計上せねばならず、機密費は道で解決し不如意時には局に提議すること
5. 保安部旗は後にする事柄
6. 部、署の証明、制服、制帽、制票は局で制定中
7. 監察要項に関することも計画中
8. 事務担当の件、保留
9. 避難民処理は人民委員会
10. 各機関職印（政党）登録実施考慮中
11. 金取扱い問題は倭政時産金令によって処理すること

企画班指示、指摘

1. 文言の指示がないこと
2. 布告、便法の指示がないこと 実 [際] 事務、監察工作で局が保安署の力を活かすこと
3. 人事配置関係が適切でない
4. 文書が統一されていない 書式と様式を局に提示して承認を受けること
5. 人事問題、幹部以上の任命は（各署）局に承認を受けること
6. 局、部、署の優越感を捨てなければならないこと
7. 拘束に関する注意
8. 保護検束
9. 予備検束
10. 保安署として三八線以南の偵察はできない
11. 免職者名簿を作成し統計報告をすること

12. 指示書類の様式を八月一日から実施する  
午後六時半閉会

(出所) 鄭・木村編、第一巻、二四一一六一頁。